明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○装置型式指定規則等の一部を改正する省令（国土交通一）　一
〔告　示〕
○道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（国土交通二）　二

## 省令

**○国土交通省令第一号**

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の二第七項、第七十五条の三第一項及び第八項、第七十五条の四第一項、第七十六条並びに第百四条並びに道路運送車両法関係手数料令（昭和二十六年政令第二百五十五号）第三条第二項の規定に基づき、装置型式指定規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年一月五日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

装置型式指定規則等の一部を改正する省令

（装置型式指定規則の一部改正）

**第一条**　装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （特定装置の種類） | （特定装置の種類） |
| **第二条**　法第七十五条の三第一項の国土交通省令で定める特定装置は、次のとおりとする。 | **第二条**　法第七十五条の三第一項の国土交通省令で定める特定装置は、次のとおりとする。 |
| 一　（略） | 一　（略） |
| 一の二　法第四十一条第一項第一号の原動機のうち自動車駆動用燃料消費装置（圧縮水素ガス（水素ガスを主成分とする高圧ガスをいう。）を燃料とする自動車（以下「圧縮水素燃料自動車」という。）のうち専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員十人未満又は車両総重量三・五トン以下のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量三・五トン以下のものに備えるものに限る。） | （新設） |
| 一の三　法第四十一条第一項第一号の原動機のうち自動車駆動用燃料消費装置及び自動車駆動用電力消費装置並びに同項第十二号の発散防止装置のうち一酸化炭素等発散防止装置（排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物又は一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び黒煙を減少させる装置をいう。以下同じ。）（外部電源により供給される電気を動力源とし、及びガソリン以外の燃料を燃料とする自動車（圧縮水素燃料自動車を除く。）のうち専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員十人未満又は車両総重量三・五トン以下のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量三・五トン以下のものに備えるものに限る。） | （新設） |
| 一の四　法第四十一条第一項第一号の原動機のうち自動車駆動用燃料消費装置及び自動車駆動用電力消費装置並びに同項第十二号の発散防止装置のうち一酸化炭素等発散防止装置及び燃料蒸発ガス排出抑止装置（外部電源により供給される電気を動力源とし、及びガソリンを燃料とする自動車のうち専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員十人未満又は車両総重量三・五トン以下のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量三・五トン以下のものに備えるものに限る。） | （新設） |
| 一の五　法第四十一条第一項第一号の原動機のうち自動車駆動用燃料消費装置及び同項第十二号の発散防止装置のうち一酸化炭素等発散防止装置（ガソリン以外の燃料を燃料とする自動車（外部電源により供給される電気を動力源とするもの及び圧縮水素燃料自動車を除く。）のうち専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員十人未満又は車両総重量三・五トン以下のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量三・五トン以下のものに備えるものに限る。） | （新設） |
| 一の六　法第四十一条第一項第一号の原動機のうち自動車駆動用燃料消費装置並びに同項第十二号の発散防止装置のうち一酸化炭素等発散防止装置及び燃料蒸発ガス排出抑止装置（ガソリンを燃料とする自動車（外部電源により供給される電気を動力源とするものを除く。）のう | （新設） |

ち専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員十人未満又は車両総重量三・五トン以下のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量三・五トン以下のものに備えるものに限る。）

一の七　法第四十一条第一項第一号の原動機のうち自動車駆動用電力消費装置（外部電源により供給される電気のみを動力源とする自動車のうち専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員十人未満又は車両総重量三・五トン以下のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量三・五トン以下のものに備えるものに限る。）

二～五の七　（略）

五の八　法第四十一条第一項第六号の燃料装置のうち燃料タンク（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車、圧縮天然ガス（メタンガスを主成分とする高圧ガスをいう。）を燃料とする自動車（以下「圧縮天然ガス燃料自動車」という。）、液化天然ガス（メタンガスを主成分とする液化ガスをいう。）を燃料とする自動車（以下「液化天然ガス燃料自動車」という。）及び圧縮水素燃料自動車以外の自動車に備えるものに限る。）

五の九～十二　（略）

十二の二　法第四十一条第一項第九号の乗車装置のうち座席及び頭部後傾抑止装置

十三　法第四十一条第一項第九号の乗車装置のうち座席（専ら乗用の用に供する自動車（立席を有する自動車を除く。）であって乗車定員が十人以上のものに備えるものに限る。）

十三の二～十七の二　（略）

十八　法第四十一条第一項第十二号の発散防止装置のうち一酸化炭素等発散防止装置

十九～四十九　（略）

（指定を受けたものとみなす特定装置）

**第五条**　法第七十五条の三第八項の国土交通省令で定める特定装置は、次の表の上欄に掲げるものとし、同項の認定その他の証明は、同表の上欄に掲げる特定装置の種類に応じ、国土交通大臣が告示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に附属する同表の下欄に掲げる規則に基づき行う認定によるものとする。

| 特定装置の種類 | 規則番号 |
|---|---|
| 一　第二条第一号の自動車駆動用出力装置 | 第八十五号 |
| 一の二　第二条第一号の二の自動車駆動用燃料消費装置 | 第百五十四号第二改訂版（レベル一Ａに係る部分を除く。） |
| 一の三　第二条第一号の三の自動車駆動用燃料消費装置、自動車駆動用電力消費装置及び一酸化炭素等発散防止装置 | 第百五十四号第三改訂版 |
| 一の四　第二条第一号の四の自動車駆動用燃料消費装置、自動車駆動用電力消費装置、一酸化炭素等発散防止装置及び燃料蒸発ガス排出抑止装置 | |

（新設）

二～五の七　（略）

五の八　法第四十一条第一項第六号の燃料装置のうち燃料タンク（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車、圧縮天然ガス（メタンガスを主成分とする高圧ガスをいう。）を燃料とする自動車（以下「圧縮天然ガス燃料自動車」という。）、液化天然ガス（メタンガスを主成分とする液化ガスをいう。）を燃料とする自動車（以下「液化天然ガス燃料自動車」という。）及び圧縮水素ガス（水素ガスを主成分とする高圧ガスをいう。）を燃料とする自動車（以下「圧縮水素燃料自動車」という。）以外の自動車に備えるものに限る。）

五の九～十二　（略）

十二の二　法第四十一条第一項第九号の乗車装置のうち座席（専ら乗用の用に供する自動車（立席を有する自動車を除く。）であって乗車定員が十人以上のものに備えるものに限る。）

十三　法第四十一条第一項第九号の乗車装置のうち座席及び頭部後傾抑止装置

十三の二～十七の二　（略）

十八　法第四十一条第一項第十二号の発散防止装置のうち排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物又は一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質及び黒煙を減少させる装置（以下「一酸化炭素等発散防止装置」という。）

十九～四十九　（略）

（指定を受けたものとみなす特定装置）

**第五条**　法第七十五条の三第八項の国土交通省令で定める特定装置は、次の表の上欄に掲げるものとし、同項の認定その他の証明は、同表の上欄に掲げる特定装置の種類に応じ、国土交通大臣が告示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に附属する同表の下欄に掲げる規則に基づき行う認定によるものとする。

| 特定装置の種類 | 規則番号 |
|---|---|
| 一　第二条第一号の自動車駆動用出力装置 | 第八十五号 |

| | | |
|---|---|---|
| 一の五　第二条第一号の五の自動車駆動用燃料消費装置及び一酸化炭素等発散防止装置 | | |
| 一の六　第二条第一号の六の自動車駆動用燃料消費装置、一酸化炭素等発散防止装置及び燃料蒸発ガス排出抑止装置 | | |
| 一の七　第二条第一号の七の自動車駆動用電力消費装置 | | |
| 二～四の三　（略） | （略） | |
| 四の四　第二条第四号の四の制動装置 | 第七十八号第六改訂版 | |
| 五　（略） | （略） | |
| 五の二　第二条第五号の二の制動装置 | 第十三H号改訂版 | |
| 五の三　第二条第五号の三の制動装置 | 第十三号第十三改訂版 | |
| 五の四～十一の六　（略） | （略） | |
| 十二　第二条第十二号の座席 | 第十七号第十改訂版 | |
| 十三　第二条第十二号の二の座席及び頭部後傾抑止装置 | | |
| 十三の二　第二条第十三号の座席 | 第八十号第四改訂版 | |
| 十三の三～十五の三　（略） | （略） | |
| 十五の四　削除 | | |
| 十五の五～四十一　（略） | （略） | |

2・3　（略）

| | | |
|---|---|---|
| | | |
| 二～四の三　（略） | （略） | |
| 四の四　第二条第四号の四の制動装置 | 第七十八号第五改訂版 | |
| 五　（略） | （略） | |
| 五の二　第二条第五号の二の制動装置 | 第十三H号改訂版 | |
| 五の三　第二条第五号の三の制動装置 | 第十三号第十二改訂版 | |
| 五の四～十一の六　（略） | （略） | |
| 十二　第二条第十二号の座席 | 第十七号第十改訂版 | |
| 十三　第二条第十三号の座席及び頭部後傾抑止装置 | | |
| 十三の二　第二条第十二号の二の座席 | 第八十号第四改訂版 | |
| 十三の三～十五の三　（略） | （略） | |
| 十五の四　第二条第十八号の一酸化炭素等発散防止装置 | 第百五十四号第二改訂版（レベル一Aに係る部分を除く。）第百五十四号第三改訂版 | |
| 十五の五～四十一　（略） | （略） | |

2・3　（略）

第三号様式（特別な表示）（第六条関係）

（略）

（単位：ミリメートル）

| 特定装置の種類 | a |
| --- | --- |
| 第二条第一号の自動車駆動用出力装置 | 8以上 |
| 第二条第一号の二の自動車駆動用燃料消費装置 | |
| 第二条第一号の三の自動車駆動用燃料消費装置、自動車駆動用電力消費装置及び一酸化炭素等発散防止装置 | |
| 第二条第一号の四の自動車駆動用燃料消費装置、自動車駆動用電力消費装置、一酸化炭素等発散防止装置及び燃料蒸発ガス排出抑止装置 | |
| 第二条第一号の五の自動車駆動用燃料消費装置及び一酸化炭素等発散防止装置 | |
| 第二条第一号の六の自動車駆動用燃料消費装置、一酸化炭素等発散防止装置及び燃料蒸発ガス排出抑止装置 | |
| 第二条第一号の七の自動車駆動用電力消費装置 | |
| （略） | （略） |
| （略） | 8以上 |
| 第二条第十二号の二の座席及び頭部後傾抑止装置 | |
| 第二条第十三号の座席 | |
| （略） | |
| 第二条第十七号の騒音防止装置 | |
| （略） | （略） |

**第二条**　装置型式指定規則の一部を次のように改正する。

次の表により、前条の規定による改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、前条の規定による改正後欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で前条の規定による改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 前条の規定による改正後 |
| --- | --- |
| （特定装置の種類）<br>**第二条**　法第七十五条の三第一項の国土交通省令で定める特定装置は、次のとおりとする。<br>一～十八　（略）<br>十八の二　法第四十一条第一項第十二号の発散防止装置のうちディフィートストラテジー防止装置（路上走行時に発散防止装置の機能が低下することを防止する装置をいう。）（軽油を燃料とする自動車（自動車の種別及び用途に応じ、自動車の重量及び乗車定員に関し告示で定める要件を満たすものに限る。）に備えるものに限る。）<br>十九～四十九　（略） | （特定装置の種類）<br>**第二条**　法第七十五条の三第一項の国土交通省令で定める特定装置は、次のとおりとする。<br>一～十八　（略）<br>（新設）<br>十九～四十九　（略） |

第三号様式（特別な表示）（第六条関係）

（略）

（単位：ミリメートル）

| 特定装置の種類 | a |
| --- | --- |
| 第二条第一号の自動車駆動用出力装置 | 8以上 |
| （略） | （略） |
| （略） | 8以上 |
| 第二条第十二号の二の座席 | |
| 第二条第十三号の座席及び頭部後傾抑止装置 | |
| （略） | |
| 第二条第十七号の騒音防止装置 | |
| 第二条第十八号の一酸化炭素等発散防止装置 | |
| （略） | （略） |

（指定を受けたものとみなす特定装置）

**第五条**　法第七十五条の三第八項の国土交通省令で定める特定装置は、次の表の上欄に掲げるものとし、同項の認定その他の証明は、同表の上欄に掲げる特定装置の種類に応じ、国土交通大臣が告示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に附属する同表の下欄に掲げる規則に基づき行う認定によるものとする。

| 特定装置の種類 | 規則番号 |
|---|---|
| 一～十五の三　（略） | （略） |
| 十五の四　第二条第十八号の二のディフィートストラテジー防止装置 | 第百六十八号 |
| 十五の五～四十一　（略） | （略） |

２・３　（略）

第三号様式（特別な表示）（第六条関係）

（略）

（単位：ミリメートル）

| 特定装置の種類 | a |
|---|---|
| （略） | （略） |
| （略） | ８以上 |
| 第二条第十七号の騒音防止装置 | |
| 第二条第十八号の二のディフィートストラテジー防止装置 | |
| （略） | （略） |

（共通構造部型式指定規則の一部改正）

**第三条**　共通構造部型式指定規則（平成二十八年国土交通省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| （指定を受けたものとみなす特定共通構造部）<br>**第五条の二**　法第七十五条の二第七項の国土交通省令で定める特定共通構造部は、装置型式指定規則第二条第一号から第一号の七まで、第二号の二から第三号の四まで、第三号の六から第三号の九まで、第四号の二、第四号の三、第五号、第五号の六、第五号の七、第五号の十から第五号の十四まで、第五号の十七から第六号の三の二まで、第六号の六、第七号から第十一号まで、第十一号の四、第十一号の五、第十二号、第十二号の二、第十三号の二、第十三号の三、第十五号から第十七号まで、第十九号から第三十五号まで、第三十七号、第三十八号、第四十号の二、第四十号の四、第四十一号、第四十一号の三、第四十二号、第四十三号又は第四十五号 | （指定を受けたものとみなす特定共通構造部）<br>**第五条の二**　法第七十五条の二第七項の国土交通省令で定める特定共通構造部は、装置型式指定規則第二条第一号、第二号の二から第三号の四まで、第三号の六から第三号の九まで、第四号の二、第四号の三、第五号、第五号の六、第五号の七、第五号の十から第五号の十四まで、第五号の十七から第六号の三の二まで、第六号の六、第七号から第十一号まで、第十一号の四、第十一号の五、第十二号、第十三号から第十三号の三まで、第十五号から第十七号まで、第十八号から第三十五号まで、第三十七号、第三十八号、第四十号の二、第四十号の四、第四十一号、第四十一号の三、第四十二号、第四十三号又は第四十五号に掲げる種類の特定装置（指定 |

（指定を受けたものとみなす特定装置）

**第五条**　法第七十五条の三第八項の国土交通省令で定める特定装置は、次の表の上欄に掲げるものとし、同項の認定その他の証明は、同表の上欄に掲げる特定装置の種類に応じ、国土交通大臣が告示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に附属する同表の下欄に掲げる規則に基づき行う認定によるものとする。

| 特定装置の種類 | 規則番号 |
|---|---|
| 一～十五の三　（略） | （略） |
| 十五の四　削除 | |
| 十五の五～四十一　（略） | （略） |

２・３　（略）

第三号様式（特別な表示）（第六条関係）

（略）

（単位：ミリメートル）

| 特定装置の種類 | a |
|---|---|
| （略） | （略） |
| （略） | ８以上 |
| 第二条第十七号の騒音防止装置 | |
| （略） | （略） |

に掲げる種類の特定装置（指定特定装置又は法第七十五条の三第八項の規定により指定を受けたものとみなされた特定装置に限る。）の全部又は一部から構成されるものとし、法第七十五条の二第七項の認定その他の証明は、国土交通大臣が告示で定める国が、車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）に附属する規則第零号改訂版、第零号第二改訂版、第零号第三改訂版、第零号第四改訂版又は第零号第五改訂版に基づき行う認定によるものとする。

（道路運送車両法関係手数料規則の一部改正）

**第四条**　道路運送車両法関係手数料規則（平成二十八年国土交通省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

別表第一

| 改正後 | |
|---|---|
| 自動車審査試験項目 | 自動車審査試験項目別費用額 |
| 一～二十三の四　（略） | （略） |
| 二十四　保安基準第十二条第一項に定める基準に係る試験（第五号及び第二十三号から前号までに掲げる試験を除く。）（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車（最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車及び被牽引自動車を除く。）に係る試験に限る。） | 二十七万円 |
| 二十五～百三十二　（略） | （略） |

備考

一　（略）

二　次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第五十八条の規定により適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準又は保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合にあっては、同表の下欄に掲げる額とする。

| （略） | （略） |
|---|---|
| 第二十三号 | 十八万七千円 |
| 第二十四号 | 十八万七千円 |
| （略） | （略） |
| 第百三十号の三 | 百四十万八千円 |

三～七　（略）

| 改正前 | |
|---|---|
| 自動車審査試験項目 | 自動車審査試験項目別費用額 |
| 一～二十三の四　（略） | （略） |
| 二十四　保安基準第十二条第一項に定める基準に係る試験（第五号及び第二十三号から前号までに掲げる試験を除く。）（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車（最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車及び被牽引自動車を除く。）に係る試験に限る。） | 十八万七千円 |
| 二十五～百三十二　（略） | （略） |

備考

一　（略）

二　次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第五十八条の規定により適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準又は保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合にあっては、同表の下欄に掲げる額とする。

| （略） | （略） |
|---|---|
| 第二十三号 | 十八万七千円 |
| （略） | （略） |
| 第百三十号の二 | 百四十万八千円 |

三～七　（略）

別表第二

| 特定装置審査試験項目 | 特定装置審査試験項目別費用額 |
| --- | --- |
| 一　（略） | （略） |
| 二　原動機の出力の計測に係る試験 | 十二万五千円 |
| 二の二　保安基準第八条第六項に係る試験（次号に掲げる試験を除く。） | 十八万七千円 |
| 二の三　保安基準第八条第六項に係る試験（圧縮水素燃料自動車に係る試験に限る。） | 二十七万円 |
| 二の四　保安基準第八条第七項に係る試験 | 三十五万二千円 |
| 三～十三の四　（略） | （略） |
| 十四　保安基準第十二条第一項に定める基準に係る試験（第十三号から前号までに掲げる試験を除く。）（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車（最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車及び被牽引自動車を除く。）に係る試験に限る。） | 二十七万円 |
| 十五～五十六　（略） | （略） |
| 五十六の二　保安基準第三十一条第三項及び第八項に定める基準のうち、路上走行時の性能に係る試験 | 四十七万七千円 |
| 五十六の三　保安基準第三十一条第五項に定める基準に係る試験 | 三十五万二千円 |
| 五十七～九十三　（略） | （略） |

備考

一　（略）

二　次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第五十八条の規定により適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準又は保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合にあっては、同表の下欄に掲げる額とする。

| （略） | （略） |
| --- | --- |
| 第十四号 | 十八万七千円 |

別表第二

| 特定装置審査試験項目 | 特定装置審査試験項目別費用額 |
| --- | --- |
| 一　（略） | （略） |
| 二　原動機の出力の計測に係る試験 | 十二万五千円 |
| 三～十三の四　（略） | （略） |
| 十四　保安基準第十二条第一項に定める基準に係る試験（第十三号から前号までに掲げる試験を除く。）（二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車（最高速度二十五キロメートル毎時以下の自動車及び被牽引自動車を除く。）に係る試験に限る。） | 十八万七千円 |
| 十五～五十六　（略） | （略） |
| 五十六の二　保安基準第三十一条第三項及び第八項に定める基準のうち、路上走行時の性能に係る試験 | 四十七万七千円 |
| 五十七～九十三　（略） | （略） |

備考

一　（略）

二　次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第五十八条の規定により適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準又は保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合にあっては、同表の下欄に掲げる額とする。

| （略） | （略） |
| --- | --- |
| 第十六号 | 二十七万円 |
| 第三十三号 | 次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額の合計額<br>一　インストルメントパネルに係る試験　十二万五千円<br>二　前号に掲げる試験以外の試験　十二万五千円 |

| | |
|---|---|
| （略） | （略） |
| 第九十一号の三 | 百四十万八千円 |

三　次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に関し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

| | |
|---|---|
| 第二号の二、第二号の四及び第五十号 | 三十五万二千円 |
| 第二号の二及び第五十号 | 十八万七千円 |
| 第三号及び第三号の二 | 十八万七千円 |
| （略） | （略） |

四　次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に規定する試験を実施するために必要な情報として告示で定めるものについて、機構が当該情報の確認を行う場合にあっては、同表の下欄に掲げる額とする。

| | |
|---|---|
| 第二号の二 | 三十五万二千円 |
| 第二号の三 | 三十五万二千円 |
| 第二号の四 | 四十七万七千円 |
| 第五十号 | 三十五万二千円 |
| （略） | （略） |

五　前二号の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に規定する試験を実施するために必要な情報として告示で定めるものについて、機構が当該情報の確認を行う場合（同欄に掲げる規定のうちいずれかに係る確認を行う場合を含む。）であって、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に関し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

| | |
|---|---|
| 第二号の二、第二号の四及び第五十号 | 四十七万七千円 |
| 第二号の二及び第五十号 | 三十五万二千円 |

| | |
|---|---|
| （略） | （略） |
| 第九十一号の二 | 百四十万八千円 |

三　次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に関し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

| | |
|---|---|
| 第三号及び第三号の二 | 十八万七千円 |
| （略） | （略） |

四　次の表の上欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目別費用額は、同欄に掲げる規定の特定装置審査試験項目に規定する試験を実施するために必要な情報として告示で定めるものについて、機構が当該情報の確認を行う場合にあっては、同表の下欄に掲げる額とする。

| | |
|---|---|
| 第五十号 | 三十五万二千円 |
| （略） | （略） |

（新設）

**附　則**

（施行期日）

**第一条**　この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和六年三月二十六日から施行する。

（経過措置）

**第二条**　車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定（以下「協定」という。）に附属する規則第百五十四号（レベル一Ａに係る部分を除く。）及び第百五十四号改訂版に基づき行われた認定（軽油を燃料とする自動車に備える次に掲げる装置に係るもの（令和五年九月三十日以前に行われたものに限る。）に限る。）は、令和七年九月三十日までの間は、それぞれ第一条の規定による改正後の装置型式指定規則（以下この条において「新規則」という。）第五条第一項の表第一号の二から第一号の七までの下欄に掲げる第百五十四号第二改訂版（レベル一Ａに係る部分を除く。）及び第百五十四号第三改訂版に基づき行われた認定とみなす。

一　自動車駆動用燃料消費装置、自動車駆動用電力消費装置及び一酸化炭素等発散防止装置（新規則第二条第一号の三に規定する一酸化炭素等発散防止装置をいう。次号及び次項において同じ。）

二　自動車駆動用燃料消費装置及び一酸化炭素等発散防止装置

2　協定に附属する規則第百五十四号（レベル一Ａに係る部分を除く。）及び第百五十四号改訂版に基づき行われた認定（次に掲げる装置に係るもの（令和六年九月三十日以前に行われたものに限る。）に限る。）は、令和八年九月三十日までの間は、それぞれ新規則第五条第一項の表第一号の二から第一号の七までの下欄に掲げる第百五十四号第二改訂版（レベル一Ａに係る部分を除く。）及び第百五十四号第三改訂版に基づき行われた認定とみなす。

一　自動車駆動用燃料消費装置

二　軽油以外の燃料を燃料とする自動車に備える自動車駆動用燃料消費装置、自動車駆動用電力消費装置及び一酸化炭素等発散防止装置

三　自動車駆動用燃料消費装置、自動車駆動用電力消費装置、一酸化炭素等発散防止装置及び燃料蒸発ガス排出抑止装置

四　軽油以外の燃料を燃料とする自動車に備える自動車駆動用燃料消費装置及び一酸化炭素等発散防止装置

五　自動車駆動用燃料消費装置、一酸化炭素等発散防止装置及び燃料蒸発ガス排出抑止装置

六　自動車駆動用電力消費装置

3　第一条の規定による改正前の装置型式指定規則（以下この条において「旧規則」という。）第五条第一項の表第四号の四下欄に掲げる第七十八号第五改訂版に基づき行われた認定（自動命令型制動機能を有する制動装置に係るもの（令和六年八月三十一日以前に行われたものに限る。）に限る。）は、令和八年八月三十一日までの間は、新規則第五条第一項の表第四号の四下欄に掲げる第七十八号第六改訂版に基づき行われた認定とみなす。

4　旧規則第五条第一項の表第四号の四下欄に掲げる第七十八号第五改訂版に基づき行われた認定（自動命令型制動機能を有しない制動装置に係るものに限る。）は、当分の間、新規則第五条第一項の表第四号の四下欄に掲げる第七十八号第六改訂版に基づき行われた認定とみなす。

5　旧規則第五条第一項の表第五号の二及び第五号の三下欄に掲げる第十三号第十二改訂版に基づき行われた認定（貨物の運送の用に供する自動車（車軸の数が四のものであって、駆動軸が後輪の二の車軸のものであり、かつ、リム径が十九・五インチを超える車輪を備えるものに限る。次項において同じ。）であって、車両総重量が十二トンを超えるものに備える制動装置に係るもの（令和八年八月三十一日以前に行われたものに限る。）に限る。）は、令和十年八月三十一日までの間は、新規則第五条第一項の表第五号の二及び第五号の三下欄に掲げる第十三号第十三改訂版に基づき行われた認定とみなす。

6　旧規則第五条第一項の表第五号の二及び第五号の三下欄に掲げる第十三号第十二改訂版に基づき行われた認定（貨物の運送の用に供する自動車であって、車両総重量が十二トンを超えるものに備える制動装置に係るものを除く。）は、当分の間、新規則第五条第一項の表第五号の二及び第五号の三下欄に掲げる第十三号第十三改訂版に基づき行われた認定とみなす。

（装置型式指定規則の一部を改正する省令の一部改正）

**第三条**　装置型式指定規則の一部を改正する省令（令和四年国土交通省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| **附　則**<br>（経過措置）<br>**第二条**　（略）<br>2　（略）<br>（削る） | **附　則**<br>（経過措置）<br>**第二条**　（略）<br>2　（略）<br>3　旧規則第五条の表第十五号の四下欄に掲げる第百五十四号改訂版に基づき行われた認定（軽油を燃料とする自動車に備える一酸化炭素等発散防止装置に係るもの（令和五年九月三十日以前に行われたものに限る。）に限る。）は、令和七年九月三十日までの間は、新規則第五条の表第十五号の四下欄に掲げる第百五十四号第三改訂版に基づき行われた認定とみなす。 |

（削る）

（削る）

（削る）

３・４　（略）

４　前条ただし書に規定する改正規定による改正前の装置型式指定規則第五条の表第十五号の四下欄に掲げる第百五十四号（レベル一Ａに係る部分を除く。）に基づき行われた認定（軽油を燃料とする自動車に備える一酸化炭素等発散防止装置に係るもの（令和五年九月三十日以前に行われたものに限る。）に限る。）は、令和七年九月三十日までの間は、前条ただし書に規定する改正規定による改正後の装置型式指定規則第五条の表第十五号の四下欄に掲げる第百五十四号第二改訂版（レベル一Ａに係る部分を除く。）に基づき行われた認定とみなす。

５　旧規則第五条の表第十五号の四下欄に掲げる第百五十四号改訂版に基づき行われた認定（ガソリンを燃料とする自動車に備える一酸化炭素等発散防止装置に係るもの（令和六年九月三十日以前に行われたものに限る。）に限る。）は、令和八年九月三十日までの間は、新規則第五条の表第十五号の四下欄に掲げる第百五十四号第三改訂版に基づき行われた認定とみなす。

６　前条ただし書に規定する改正規定による改正前の装置型式指定規則第五条の表第十五号の四下欄に掲げる第百五十四号（レベル一Ａに係る部分を除く。）に基づき行われた認定（ガソリンを燃料とする自動車に備える一酸化炭素等発散防止装置に係るもの（令和六年九月三十日以前に行われたものに限る。）に限る。）は、令和八年九月三十日までの間は、前条ただし書に規定する改正規定による改正後の装置型式指定規則第五条の表第十五号の四下欄に掲げる第百五十四号第二改訂版（レベル一Ａに係る部分を除く。）に基づき行われた認定とみなす。

７・８　（略）